

特定非営利活動法人
青森県スポーツ・レクリエーション連盟

定 款

特定非営利活動法人 青森県スポーツ・レクリエーション連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 青森県スポーツ・レクリエーション連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、総合的な健康・体力づくりを推進し、スポーツ・レクリエーションの普及振興を図り、生涯スポーツに関する事業を行い、地域の活性化や生涯スポーツ社会の実現と生きがいに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動に該当する特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業及びその他の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① スポーツ・レクリエーション活動の啓発及び活性化事業
- ② スポーツ・レクリエーション教室の開催及びクラブの育成事業
- ③ スポーツ・レクリエーション情報の収集・提供事業
- ④ スポーツ・レクリエーション施設等の管理運営事業
- ⑤ スポーツ・レクリエーションに関する行政などの関係機関からの受託事業
- ⑥ その他第3条の目的を達成のために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 指導者及び講師等の派遣事業
- ② スポーツ用品販売等の事業

2 前項の第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(区別)

第6条 この法人の会員は、次の正会員、賛助会員及び特別会員に区分するものとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するため入会した団体又は個人
- (3) 特別会員 この法人の趣旨に賛同し、かつ、理事会が必要と認める学識経験者等

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、副会長若干名、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び理事長は、理事の互選とする。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会の議決に基づき会務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第5章 総会

(総会)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 削除

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき及び理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長が当たる。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要すると認められるものについては、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条、第 30 条第 1 項及び第 50 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任した議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名及びその者の属する団体名
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) その他業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長が当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、緊急を要すると認められるものについては、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任した議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費

- (3) 負担金
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産の管理及び管理方法は、理事会の議決を経て、別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及び活動予算並びにその変更については、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、あらかじめ理事会の議決を得られないときは、前事業年度の予算の執行に準じて、予算を執行することができる。

2 前項の予算の執行は、新たに成立した予算の執行とみなす。

第 46 条 削除

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類については、毎事業年度終了後、速やかに、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する次の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（清算人の選任）

第 52 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、青森県に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（その他）

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日（平成 25 年 3 月 4 日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（会長） 相馬 鋁一

理事（副会長・理事長） 野澤 晃

理事（副会長） 江良 孝昭

理事（副会長） 菊地 均

理事（副会長） 塩谷 彰宏

理事（副会長） 柴崎 民生

理事（副会長） 立花 正志

理事 天内 桂子

理事 小倉 日支三

理事 久米田 勇二

理事 幸林 周逸

理事 白取 雄成

理事 檜山 忠

監事 志田 孝子

監事 横岡 昭二 （五十音順 敬称略）

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算については、別に定める。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

正会員 年額 5,000 円

賛助会員 年額 一口 3,000 円

附 則

この定款の一部改正は、所轄庁の認証を得た日（平成 26 年 2 月 24 日）から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、総会で議決された日（平成 29 年 5 月 21 日）から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、総会で議決された日（令和元年 5 月 26 日）から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、所轄庁の認証を得た日（令和 6 年 8 月 21 日）から施行する。